

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、さぬき市土地改良区の土地改良事業（農地耕作条件改善事業 白羽地区）の換地計画について適當とする旨決定した。

その関係書類をさぬき市建設経済部農林水産課において令和8年1月20日から同年2月9日まで縦覧に供する。

令和8年1月13日

香川県知事 池 田 豊 人